小割り式三年魚しまあじ養殖業	全ての水域	短期	三・五五	○・八四	一・○三	二・三九			
		中期	四・二一	一・○○	一・一二	二・八四			
		長期	四・四三	一・○五	一・二八	二・九八			
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域		七・一○	二・二五	二・九○	四・六七			
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域		六・○五	二・二五	二・五七	四・一四			
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域	短期	四・八四	一・八○	二・○六	三・三二			
		中期	五・七五	二・一四	二・四五	三・九四			
		長期	六・○五	二・二五	二・五七	四・一四			
小割り式五年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域	短期	四・八四	一・八○	二・○六	三・三二			
		中期	五・七五	二・一四	二・四五	三・九四			
		長期	六・○五	二・二五	二・五七	四・一四			
うなぎ養殖業		短期	○・九○	○・八六					
		長期	一・○○	○・九五					

備考

一　「一区」とは、福井県、三重県、和歌山県、広島県、愛媛県又は大分県の地先水面を、「二区」とは、一区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

二　「三区」とは、愛媛県、佐賀県又は鹿児島県の地先水面を、「四区」とは、和歌山県、島根県、山口県、香川県、長崎県又は熊本県の地先水面を、「五区」とは、三区及び四区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

三　「六区」とは、香川県、愛媛県、佐賀県又は鹿児島県の地先水面を、「七区」とは、六区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

四　「八区」とは、静岡県、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県又は大分県の地先水面を、「九区」とは、八区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

五　「十区」とは、兵庫県、和歌山県、香川県、愛媛県、佐賀県又は鹿児島県の地先水面を、「十一区」とは、三重県、徳島県、高知県、長崎県、熊本県、大分県の地先水面を、「十二区」とは、十区及び十一区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

六　「十三区」とは、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県又は鹿児島県の地先水面を、「十四区」とは、千葉県、和歌山県又は長崎県の地先水面を、「十五区」とは、十三区及び十四区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

七　「十六区」とは、静岡県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県又は鹿児島県の地先水面を、「十七区」とは、十六区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

八　「十八区」とは、香川県又は愛媛県の地先水面を、「十九区」とは、三重県、長崎県、宮崎県又は鹿児島県の地先水面を、「二十区」とは、十八区及び十九区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

九　「二十一区」とは、香川県、愛媛県又は鹿児島県の地先水面を、「二十二区」とは、三重県、和歌山県、徳島県、長崎県又は大分県の地先水面を、「二十三区」とは、二十一区及び二十二区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

十　「二十四区」とは、香川県、愛媛県、長崎県又は鹿児島県の地先水面を、「二十五区」とは、二十四区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

十一　小割り式一年魚はまち養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の三月三十一日以前の日であるものをいう。

十二　小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の八月三十一日以前の日であるものを、「中期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の十二月三十一日以前の日であるもの（「短期」に該当するものを除く。）を、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の一月一日以後の日であるものをいう（以下同じ。）。

十三　小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業及び小割り式二年魚ふぐ養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の十二月三十一日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の一月一日以後の日であるものをいう（以下同じ。）。

十四　小割り式二年魚かんぱち養殖業において、「短期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の十二月三十一日以前の日であるものを、「中期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の十月三十一日以前の日であるものを、「長期」とは、共済責任期間の終了する日が共済責任期間の開始する日の属する年の翌年の一月一日以後の日であるものをいう（以下同じ。）。